

# 輸出貿易管理令第4条第1項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の第三号イ及び第四号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて

輸出注意事項14第17号・平成14・03・18貿局第1号

平成14年3月29日 貿易経済協力局

最終改正 輸出注意事項20第34号 平成20・10・17 貿局第4号 平成20年10月31日 経済産業省貿易経済協力局

大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制を的確に実施するため、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号。以下「省令」という。)の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いを下記のように定め、平成14年4月1日から実施する。

## 記

- 一 外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の16の項の中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引(貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)第9条第1項第一号から第三号まで又は第五号から第十号までのいずれにも該当せず、かつ、第三号のニイ若しくはロ又は第四号イ若しくはロに該当するもの(当該技術を記録したものの引渡しを伴わないもの(電磁的記録の提供又はファクシミリ装置を用いた送信による情報の提供を除く。))を除く。)に限る。)を行おうとする者は、その技術が輸出令第4条第1項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の第三号イ及び第四号イに規定する開発等若しくは省令の別表に掲げる行為のために利用されることとなることを知った場合には、遅滞なく、別紙に定める様式(2通)により、その旨を経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課に報告されたい。
- 二 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出(同令第4条第1項第一号及び第二号のいずれにも該当せず、かつ、同項第三号イ及びロ若しくは第四号イ及びロに該当するものに限る。)をしようとする者は、その貨物が同項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の第三号イ及び第四号イに規定する開発等若しくは省令の別表に掲げる行為のために用いられることとなることを知った場合には、遅滞なく、別紙に定める様式(2通)により、その旨を経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課に報告されたい。

## 別紙記載要領

### 1 「報告者」の欄

報告者が法人の場合は、その名称及び代表者名・住所を記載し、代表者印を押印する。

### 2 「担当者」の欄

当該報告を担当している者の所属部署名、氏名及び電話番号を正確に記載する。

### 3 「貨物名、技術名、メーカー名若しくは供給者名又は提供者名」の欄

#### (1) 「貨物名」の欄

一般的な用語をもって記載する。

#### (2) 「関税定率法別表の番号」の欄

当該貨物が該当する関税定率法別表の番号を貨物ごとに記載すること。

#### (3) 「技術名」の欄

一般的な用語をもって記載する。どのような技術をどのような方法で提供するかを具体的に記載する。

#### (4) 「関税定率法別表の番号」の欄

提供する技術が対応する貨物の関税定率法別表の番号を記載すること。なお、番号の後に括弧書きで提供される技術の設計、製造又は使用の別を記載すること。

#### (5) 「メーカー名若しくは供給者名又は提供者名」の欄

当該貨物のメーカー名若しくは供給者名又は技術の提供者名を個々の判定対象貨物・技術ごとに記載する。

### 4 「貨物の輸送ルート」の欄

積出地については当該貨物の積出港を記載する。

経由地については積替地又は寄港地のすべての都市を記載する。

貨物が複数にわたる場合であって、これらの輸送路が異なる時は、同一経路で輸送される貨物ごとにそれぞれ輸送経路を記載する。なお、輸送手段(航空機、鉄道、船等)について判明している場合は、これも記載することとし、便名等明らかな場合は、それを併記する。当該貨物が最終的に陸揚される仕向地の名称及び通関される都市の名称又は技術の提供国名を必ず記載する。

### 5 「輸入者又は取引の相手方の名称、所在地及び概略」の欄

輸入者又は取引の相手方の概略については、事業内容、従業員数、輸入者の組織(例えば、政府資本比率、外国資本比率)、規模(例えば、資本金、年間売上額、年間生産高)等について簡潔に記載する。なお、買主と荷受人が異なる場合には、併記する。

### 6 「需要者又は技術を利用する者の名称、所在地及び

概略並びに1. に記載した貨物の設置(使用)又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地」の欄

需要者の概略について、事業内容、従業員数、需要者の組織(例えば、政府資本比率、外国資本比率)、規模(例えば、資本金、年間売上額、年間生産高)等について簡潔に記載する。

なお、報告時に需要者を特定できない場合は、本欄に必ずその理由を明記すること。(例：輸入者が販売代理店であり、販売先が未定のため)

### 7 「需要又は技術の利用の概要」の欄

貨物又は技術ごとに具体的に記載する。

なお、報告時に最終需要者を特定できない場合は、本欄に必ずその理由を明記すること。（例：輸入者が販売代理店であり、販売先が未定のため）

#### 8 「報告理由」の欄

当該提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が核兵器等の開発等若しくは省令の別表に掲げる行為のために利用され、又は用いられることとなることを知るに至った経緯を記載する。具体的には、情報提供者又は情報入手先、知った内容及び核兵器等の開発等若しくは省令の別表に掲げる行為のために利用され、又は、用いられることとなる根拠について記載し、当該事実を示す文書等があれば添付する。

また、当該技術又は当該貨物の取引又は輸出の予定日を記載すること。

なお、記載する内容が多く、当該欄に記載することができない場合は、「別紙参照」と記入し、別紙において「報告理由」を記載すること。

#### 9 「受理年月日及び受理番号」の欄

受理後一通を返却します。

